平成２４年（フ）第１５８８４号
東京都新宿区西新宿５丁目24番16号　西新宿ウェールビル６Ｆ
破産者　株式会社スタイルビート
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８８５号
東京都豊島区東池袋３丁目21番18号　第一笠原ビル505号
破産者　株式会社トライセル
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８８６号
東京都新宿区新宿２丁目14―４―1101
破産者　山田優一郎
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９０５号
埼玉県富士見市諏訪１丁目11―20
破産者　吉田　幸彦
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９１４号
東京都立川市上砂町５丁目79―１―501
破産者　松下　孝夫
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９１５号
東京都武蔵村山市岸１―53―３―203、住民票上の住所東京都立川市砂川町８丁目５―３―101
破産者　蒲木　貴子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９２０号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地１ビューコート仏向１―２棟211号
破産者　有限会社エースドライクリーナース
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９２１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1076―１―Ｂ―207
破産者　石川　文夫
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５号
東京都葛飾区堀切４丁目55番16号　朝日プラザ堀切菖蒲園209
破産者　株式会社銘宝
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６号
東京都葛飾区堀切５丁目７―３―205
破産者　久保田祥規
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７号
東京都葛飾区宝町１丁目３―７―301
破産者　久保田盛康
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１号
東京都江東区東砂１丁目３番24号706号室
破産者　株式会社カズ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０２号
東京都立川市錦町６丁目12―19―205
破産者　常田　　勝
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７１号
東京都府中市朝日町１丁目32―154―201
破産者　小松亜希子
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７２号
山梨県南アルプス市中野1781
破産者　小松　栄二
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９８号
東京都港区芝５丁目34―２―438
破産者　工藤　健司
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１９号
東京都港区芝浦３丁目５―25―175
破産者　石井　夏繪
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２０号
東京都世田谷区赤堤１丁目３―23　母子生活支援施設かわだ、開始決定時の住所東京都世田谷区赤堤１丁目３―23　母子生活支援施設ＫＡＷＡＤＡ
破産者　松本　美穂
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５７号
東京都練馬区三原台３丁目11―10　第２三原台コーポ103
破産者　村上美由記
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６５号
神奈川県川崎市中原区苅宿22―54　第３テーオハイツ203、住民票上の住所岐阜県恵那市大井町249―４
破産者　浅井　雄一
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７１号
千葉県茂原市本小轡169―３
破産者　田邉　　明
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７４号
東京都江戸川区松島２丁目22―15ナカムラハイツⅡ203
破産者　新沼　清人
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部